

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◆ 法定外の重点収集資料

Q : 国税庁では、法定外の重点収集資料というものを指定しているとのことですが、どのようなものが指定されているのでしょうか。

A : 環境ビジネス関連業種関係など7種類が指定されています。

【解説】

国税庁では従来から、法律に基づく法定資料に加え、法定外の有効な資料の開発、収集を積極的に行い、適正課税につなげていく方針を示しています。

国税庁が、平成11事務年度の法定外の重点収集資料に指定したのは、①環境ビジネス関連業種関係、②高度情報化関連業種関係、③海外取引関係、④不動産取引関係、⑤建設関連業種関係、⑥金融商品全般関係、⑦高級高額商品関係、の7種類です。

このうち、環境ビジネス関連業種関係は、今事務年度新たに指定されたものです。産業廃棄物処理業や、リサイクル業など最近の環境問題を背景に台頭している業種ですが、各税務署が実施した法人税調査で、廃棄物処理業は、ここ数年ワースト業種の上位を占めていることなどから、適正課税の観点からの関心が高まっているといえます。

また、高度情報化関連業種関係は、前事務年度から指定されたもので、インターネット取引をはじめ、プロバイダーの把握、ホームページの開設請負など様々なものが対象とされています。

